

平成 21 年 8 月 24 日

各 位

会社名：トラストパーク株式会社
(コード番号：3235 Q-B o a r d)
本社所在地：福岡市博多区住吉 4 丁目 3 番 2 号
代表社名：代表取締役社長 渡邊 靖司
問合せ先：常務取締役 矢羽田 弘
電話番号：092-437-8944

定款（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 24 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 9 月 29 日開催予定の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に目的事項の追加を行うものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度（株券電子化制度）に一斉移行されました。これに伴い、当社の定款上不要となった株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿について、決済合理化施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 6 条（株券の発行）について、決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、同法の施行日を効力発生日として、当該規定を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 9 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 9 月 29 日

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 駐車場の経営</p> <p>(2) 駐車場の管理、運営の代行</p> <p>(3) 駐車場の経営ノウハウの販売</p> <p>(4) 駐車用機械設備及びその関連機器の賃貸、斡旋、売買及び管理</p> <p>(5) 駐車場の企画、設計、コンサルタント業務</p> <p>(6) 駐車場の管理運営に関するコンピューター・ソフトウェアの開発、販売</p> <p>(7) 特定労働者派遣事業</p> <p>(8) 前払式証票発行業務に関する業務</p> <p>(9) 広告代理業</p> <p>(10) 警備業</p> <p>(11) 不動産の販売、賃貸、斡旋、仲介及び管理</p> <p>(12) 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(13) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 (条文記載省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第6条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>(3) 現行どおり</p> <p>(4) 現行どおり</p> <p>(5) 現行どおり</p> <p>(6) 現行どおり</p> <p>(7) 現行どおり</p> <p>(8) 現行どおり</p> <p>(9) 現行どおり</p> <p>(10) 現行どおり</p> <p>(11) 現行どおり</p> <p>(12) 現行どおり</p> <p><u>(13) 不動産特定共同事業法に基づく事業</u></p> <p><u>(14) 自動車の有償貸渡し業</u></p> <p>(15) 現行どおり</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 (条文現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (条文記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文記載省略)</p> <p>2 (条文記載省略)</p> <p>3 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文記載省略)</p> <p>第11条～第39条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 (条文現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (条文現行どおり)</p> <p>2 (条文現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文現行どおり)</p> <p>第10条～第38条 (条文現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>